

<ご参考>

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と 弊社の「お客さま本位の業務運営方針」との関係について

弊社は、金融庁が定めた「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」といいます）を採択し、「お客さま本位の業務運営方針」（以下、「本方針」といいます）は弊社ホームページに公表しております。原則と本方針との関係は以下のとおりです。

原則（詳細は、金融庁ホームページ参照）	対応する弊社方針
原則1 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	本方針に係る取組状況を公表し、取り組み内容を適宜見直しながら実践してまいります
原則2 顧客の最善の利益の追求	1.お客さま本位の業務運営のために
原則3 利益相反の適切な管理（※1）	2.お客さまの利益のために
原則4 手数料等の明確化（※2）	—
原則5 重要な情報の分かりやすい提供（※3）	3.重要な情報を分かりやすく提供するために
原則6 顧客にふさわしいサービスの提供（※4）	4.お客さまにふさわしい商品・サービスを提供するために
原則7 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等	5.お客さま本位の業務運営実現に向けた人材育成、組織体制の整備のために
補充原則1 基本理念	対象外（※5）
補充原則2 体制整備	対象外（※5）
補充原則3 金融商品の組成時の対応	対象外（※5）
補充原則4 金融商品の組成後の対応	対象外（※5）
補充原則5 顧客に対する分かりやすい情報提供	対象外（※5）

※1 原則3（注）について、弊社はグループ企業からの商品提供を受けておらず、また社内に運用部門もないことから、一部対象としておりません。

※2 原則4について、弊社取引形態等から対象としておりません。

※3 原則5（注1）について、弊社は金融商品の組成に携わらないことから、対象としておりません。

原則5（注2）について、弊社はパッケージ商品を販売しないことから、対象としておりません。

※4 原則6（注1）について、弊社は保険業法の枠を超えた商品・サービスの取扱いがないことから、対象としておりません。

原則6（注2）について、弊社はパッケージ商品を販売しないことから、対象としておりません。

原則6（注3）について、弊社は金融商品の組成に携わらないことから、対象としておりません。

原則6（注7）について、弊社は金融商品の組成に携わらないことから、対象としておりません。

※5 補充原則1～5について、弊社は金融商品の組成に携わらないことから、対象としておりません。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と弊社「お客さま本位の業務運営方針」との関係の詳細は、別紙「対応関係表」をご参照ください。